

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成 31 年 2 月 27 日（水）14：30～

場所：RBP 視聴覚室

市対応者：高橋 淳（廃棄物管理課主査）・高橋 雄一（同主事）・菊地 陽平（計画調整課主任）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（35分）
- 3 質疑応答（45分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民 A：ごみ処理券の盗難防止のために、受付番号を書くということだが、4 枚のごみ処理券を貼った場合、全てに書くのですか。また、粗大ごみを適正に出した際に、心無い人に例えば木製の板を一枚不法投棄された場合は、適正に排出した粗大ごみも収集されずに置いていかれるのですか。

高橋主査：1 点目の受付番号の件ですが、基本的には複数の券を貼る場合も、全てのごみ処理券に受付番号を記載していただきたいと思います。2 点目の適正に粗大ごみを出したけれど、誰かに不法投棄された場合に全てのごみ収集されないのでは無いかという部分ですが、申込した粗大ごみのほかに、追加で出ている場合収集しませんと説明したのは、追加の分だけです。そのため、もともと申込があつて適正に排出されたものは収集しますので、自分が適正に排出しても、誰かに他のものを置かれた場合に全て収集されないのでは無いかという心配は大丈夫かと思えます。

市民 B：受付番号は何桁を想定しているのですか。

高橋主査：今のところ 5 桁を想定しております。

市民 B：受付番号の大きさはどのくらいで書けばよろしいですか。

高橋主査：ごみ処理券の空いているスペースに書いていただければよろしいので、数字の大きさは小さくても構いません。ゆくゆくはごみ処理券に書きやすい大きさの記載欄を設けて書いていただくよう考えております。

市民 B：受付番号をボールペンで書いても収集員は見えないので苦勞すると思えますよ。

高橋主査：収集員側の立場に立って考えていただいております。

市民 B：ごみを出す場所は決まっていますか。場所によってはごみを家の右端とか左端に置かれると思うが収集する側から見ると大変だと思います。

高橋主査：原則ごみを出してもらう場所は、普段ごみを出している場所であれば収集員も把握しているので、ごみを置くことは問題ありません。しかし、袋ごみは出せるけど粗大ごみを出せるスペースがない場合は、申込時に排出場所を聞き取りして収集します。

市民 B：キケンごみですが、キケンと記入する大きさはどのくらいで書けばよろしいですか。また誤ってキケンごみが車両に入り込んでしまう可能性があると思いますがどう考えていますか。

高橋主査：キケンと表記している文字は大きければ大きいほどありがたいです。収集員もキケンと表記しているか、物自体も危険物か確認しています。収集員は不燃ごみに必ず危険物が入っていないか確認してから積み込みしています。収集員の安全性確保、皆様としても安全性であるとお知らせの意味も併せてご協力いただければと思います。

市民 B：キケンごみの表記もボールペンではなく太いマジックで書くようにしたほうが良いと思います。

高橋主査：貴重なご意見ありがとうございます。書き方については、案内等で改善を図って参りたいと思います。

市民 C：申込から回収までどのくらいの日数がかかりますか。詳しく教えてほしい。

高橋主査：粗大ごみの大まかな数量や重さは全体で把握しているのですが、件数は抑えていません。皆様が1回の収集で何個出しているか、そこまでの集計はしていないので、申込件数は実際に運用しないと分からないところであります。現在の粗大ごみの収集は市内14の地区に分かれて収集しています。粗大ごみの収集日は月に10日間あるのですが、4月からは約2倍の収集日でバラバラに回収を伺うことを考えていまして、申込してから1~2週間程度で収集したいと考えております。収集日については、複数の収集日をご案内して選んでもらうという方針にしたいと思います。

市民 D：燃やせないごみ袋の料金が2倍になった根拠を教えてください。常識的に考えておかしいのではないかと。燃やせるごみは焼却施設ができるから料金が上がるというのは分かるが、料金が2倍になるのはありえないだろ。

高橋主査：おっしゃるとおり、燃やせないごみは10あたりの単価が2円ですが、来年の4月には単価が4円と2倍の設定ということが議決を受けております。

可燃ごみについては、本来 2020 年 4 月から 10あたりの単価が 3 円と適正だったのですが、2 年輕減期間を設けまして 2022 年 4 月より単価を 3 円というのが、今後の手数料改定となります。まず 1 人あたりの 1 ヶ月の負担額ですが、大体 146 円の負担となります。1 人暮らしだと負担額は増加傾向で、家族が多ければ多いほど共通のごみがありますので 1 人あたりの負担額は減少する傾向があります。現在燃やせるごみは 450 くらい出されている試算から、単価 2 円で 90 円が 1 人あたりの負担額となります。燃やせないごみは平均 100 出されていることで負担額は 20 円に、生ごみは 36 円ですので合計 146 円が皆さんの 1 人あたりの平均負担額となります。2020 年 4 月の不燃ごみが 2 倍の料金になった場合、今回の分別変更によって燃やせないごみの半分くらいが燃やせるごみに移行すると試算していることから、燃やせないごみ単体では料金は変わりません。ただし、燃やせるごみは 500 と差し引き 50 が純粹に増加しますので、10 円の負担増となります。さらに 2022 年 4 月の燃やせるごみは輕減期間が終わり 10 あたりの単価が 2 円から 3 円へ上がり、負担額は 150 円となり、1 ヶ月あたりの負担額は 206 円と現在より 60 円の負担となります。2022 年 4 月からは皆様に 60 円程度の負担をお願いしたいと思います。

値上げの根拠について、例として燃やせるごみで説明させていただきます。恵庭市の焼却施設が出来るとごみ処理経費は約 12 億円が毎年かかる見込です。まず恵庭市全域からごみを集めるごみ収集経費は年間 3 億 7 千万円ですが、この中で燃やせるごみにかかる経費は 1 億 8 千万円の見込みです。次に焼却施設の経費は年間 4 億 6 千万円ですが、この中には事業ごみを燃やすための経費も入っていますので、家庭ごみを燃やすためにかかる経費は約 2 億円のため、先ほどの収集経費を足すと 3 億 8 千万円となり、これが毎年皆様の家庭から燃やせるごみを集めて処理をする全体の経費となります。恵庭市のごみ袋販売価格として、ごみ処理にかかる経費の 3 分の 1 を皆さまからごみ処理手数料として負担していただくものです。3 億 8 千万円の 3 分の 1 かけた経費をごみの総量で割り返して単価を出した結果、10 あたり約 3 円というのが試算した内容であります。こういった根拠から燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみそれぞれ計算して、今回手数料改定の議決を受けたというものであります。

市民 D：燃やせるごみは分かるが、燃やせないごみは今までと条件が変わっていないのになぜ 2 倍の料金となるのが分からない。燃やせないごみの量が半分になると言っていたが、料金を 2 倍にするのはおかしいではないか。

高橋主査：燃やせないごみの料金が 2 倍になるというのが、燃やせないごみに関しても燃やせないごみにかかる収集経費とごみ処理場の経費から単価を算出しています。現在燃やせるごみも燃やせないごみもごみ処理場へ埋立処理しています。そういった関係から、今後焼却施設が稼動することで新たに焼却施設の経費はかかりますが、ごみ処理場の経費はごみが減っても運転管理、維持管理をするため経費はほとんど変わりません。ごみ処理場へ埋立していた燃やせるごみがなくなることで、残った燃やせないごみで経費を負担するとい

う構図になります。そのためごみ量は減少しますが、単価という考え方では2倍となってしまいう計算となります。

市民 D: 今まで赤字で運営していたけど、赤字を埋めるために料金を2倍にしたのか。

高橋主査: 焼却場の経費は新たに施設を作るので純粹に増加した経費です。ごみ処理場の経費は現在もある施設の経費ですので、ごみが減っても無くならない経費になります。施設毎にごみ量で割っていかないと単価が出ないので、燃やせないごみの総量だけでごみ処理場の経費を支えないといけないため、経費が上がったということです。

市民 E: スコップの先を見ると鉄だが木の部分があり、スノーダンプの先はプラスチックで持ち手が鉄のため、分解してそれぞれ燃やせるごみ、燃やせないごみの袋に入れることは可能ですか。

高橋主査: おっしゃるとおりです。複合素材のものを分解してそれぞれの袋で捨てるのが理想的です。燃やせるプラスチックは外して燃やせるごみに、燃やせない金属の部分は燃やせないごみに入れていただければありがたいですが、できない方が多くいますので、このように基準を設けたところであります。

市民 E: キャンプ用の鉄パイプも半分以上入れば燃やせないごみとして出せますよね。

高橋主査: 40ℓの燃やせないごみ袋の半分以上入れば大丈夫です。40ℓの袋に制限したのが、5ℓの小さい袋に傘を入れて収集するのかとなるとそうはならないので、40ℓに限定させてもらいました。概ね半分以上が入っていれば収集しますが、40ℓの袋に入っているのが50cm程度で明らかに1m、2mはみ出している物については収集しません。

市民 F: ごみ処理場への持込については何か変更はありますか。

高橋主査: 2020年3月31日までは盤尻のごみ処理場で燃やせるごみ、燃やせないごみは現在と同じく処理できます。焼却施設稼働する2020年4月からごみ処理場での処理は燃やせないごみのみとなるため、燃やせるごみはごみ処理場へ、持ち込みすることは出来なくなります。また、燃やせるごみを焼却施設へ持ち込みすることは、色々な安全面の観点から一般家庭からの持込を規制する予定となっています。そのため、2020年4月以降の燃やせるごみは、市の収集にしか出せないという結論に至ります。粗大ごみの収集で回収できる品目も焼却処理を行うものは全て収集する体制としました。

市民 G: まず産業廃棄物というのは本来事業者側が負担しなければならない経費だと思います。つまり、焼却場の経費4億6千万円の内2億円は家庭ごみ、その他の2億6千万円は産業廃棄物関係のごみとして理解してよろしいのですか。要するに産業廃棄物に関する経費と家庭から出るごみの経費が一緒にな

って袋の料金に反映されているのですか。また、高齢化も伴っていてごみの出す量は激減していると思います。こういった背景があるにも関わらず値段だけ上がるのは市民感覚からすれば理解できません。産業廃棄物の費用も袋の料金として補うことであれば問題かと思います。

高橋主査：まず、産業廃棄物の分については家庭ごみには一切入っておりません。産業廃棄物の料金については、袋の料金に組み込んだ計算式ではなく別で計算しております。ごみの収集経費は一般家庭からの分であり、事業者のごみについては市では一切収集していません。焼却場の経費には事業系のごみが入っています。事業者から出るごみの中でも事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれます。ここに家庭ごみが加わった経費が焼却場の経費になります。4億6千万円の経費のうち産業廃棄物は26%となり、残りの74%は一般廃棄物となりますが、その内家庭ごみは差し引きをすると2億円という形になります。家庭ごみ以外の2億6千万が産業廃棄物と事業系一般廃棄物の料金となりますので、家庭ごみの料金には一切組み込んでいないです。また、手数料の算定方法の1/3負担についてですが、残りの2/3についても皆様の負担となります。2/3は税金で、1/3は手数料での負担という組み方が恵庭市のごみ処理手数料になります。ごみを多く出す方が多く負担する考えで手数料制を導入した中で1/3としました。

市民 G：焼却炉でダイオキシンが発生しないためには高温にしないといけないと思いますが、温暖化対策は大丈夫ですか。

田中主査：焼却炉を動かすことで排ガス、ダイオキシンなど法規制があります。当然法規制の基準を満たしている施設となっております。さらに安全な施設とするために、法規制より厳しい管理基準を施設の中に設けており運転を継続していくような仕組みです。仮に管理基準上回った場合、法規制と管理基準の間に停止基準を設けており、法規制を超える前に焼却炉を停止する基準を定めております。こういったことから排ガス関係などについて考慮して施設をっております。

市民 H：木製の食器棚は100円、ガラス付は400円と書いているが、この300円の差を教えてください。ガラスを外せば木製の食器棚は100円を出せるということですか。また、料金もなぜ今年の4月から変えるのですか。

高橋主査：粗大ごみの料金は来年4月からの変更となります。あくまで事前申込という形を取るのが今年の4月からとなります。ガラスありなしで料金に差がある点について基準の料金というものが、焼却場で焼却処理するものは10kgあたり大体128円を目安にしています。ごみ処理場で埋立処理するものは10kgあたり大体231円が基準値としています。そういった関係からどちらで処理をするかによって料金が大幅に変わります。食器棚のガラスを取り外せば100円かという点についてはおっしゃるとおり100円です。そのため、不燃物は取り外して可燃物として粗大ごみを申込していただければ

安価で捨てることができ、ガラスについても不燃袋に入れて処分していただければと思います。

市民 I : 物干しの支柱が 1m80 c m のもの 2 つ、竿 3m80 c m のものが 2 本、2m20cm のものが 1 本、1m70 c m のものが 1 本あります。どのように処分すればよろしいでしょうか。

高橋主査 : 物干し竿は伸縮できるものですか。

市民 I : 1 本もののステンレスです。

高橋主査 : ステンレスで難しいとは思いますが半分に切断していただいて、他の長ものと一緒に束ねて出していただければと思います。3m80 c m のものとなると収集はできないですので、切断が難しい場合はごみ処理場へ直接搬入していただくか、市が許可している収集運搬許可業者に収集の依頼をして処分していただく形になります。支柱と短い竿については、ひもで束ねて長ものとして 100 円のごみ処理券を貼っていただければ大丈夫です。

市民 J : サークルなどで個別に説明会を開催していただけるのですか。

高橋主査 : 出前講座という形で随時受付しております。団体や町内会毎に説明会できますので、個別での説明会を希望する方がいましたら申込していただければと思います。

以上